

令和元年 6月 30日

三田市長 森 哲 男 様

三田市長坂

長坂区長

長坂農区長

ため池の堤防の補修について（要望書）

平素から当区の運営等に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当区内のため池については、当農区及び多面的機能支払交付金に係る活動団体として認定を受けた長坂保全管理グループにおいて、点検及び維持管理等を行っているところですが、この度、災害復旧工事として貴市において施工された当区住民所有農地に隣接する「井ノ草農会管理のため池」に構築されたフトンカゴ工法による堤防が僅か12年で崩壊する前兆が見られるようになりました。このままでは、近いうちに堤防が崩壊するのではないかと大変危惧しております。

つきましては、下記の諸事情を斟酌いただき、予算事情が厳しい折、誠に恐縮ですが、農業用施設の適正管理と災害の事前対策の一つとして、この堤防の崩壊前の補修について、格別のご理解とご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 ため池と農地の所在

ため池 三田市井ノ草字川向720番（通称池田池 井ノ草農会管理）
（以下「本件ため池」という。）

農地 三田市井ノ草字川向721番1（所有権登記名義人：福田豊氏）
（以下「本件農地」という。）

2 現地の地形等

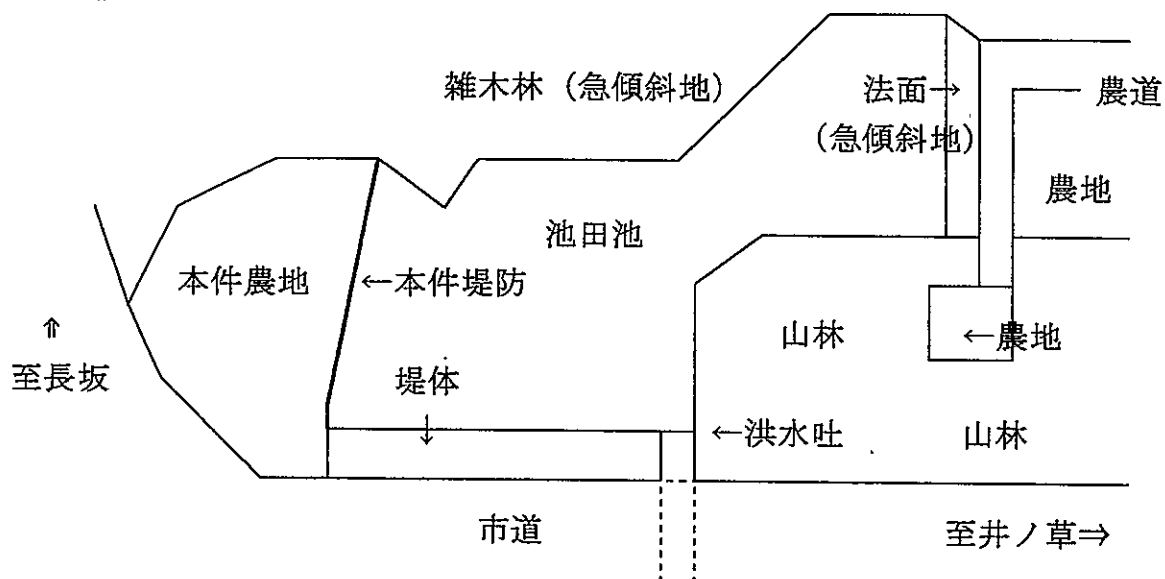
本件ため池は、堤体、本件農地、山林及び急傾斜の雑木林と農道法面に囲まれており（次ページ平面図参照）、周囲と比べ、かなり低位置にあり、構造は、すり鉢状で、かなり深く、水量も年間を通して豊富と聞いております。

一方、本件農地は、長坂から井ノ草につながる市道と本件ため池に接しており、

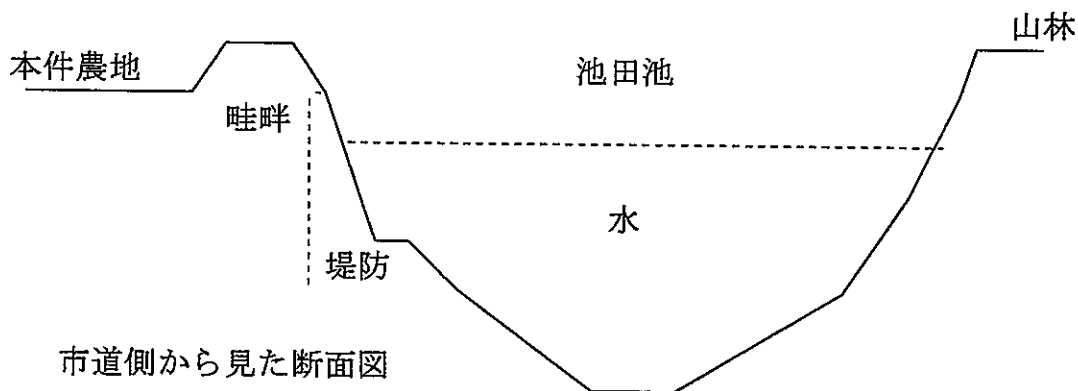
本件ため池より高位置にあります（別添写真参照）。このため、本件農地の畦畔を支えるような形で、フトンカゴ工法による堤防（以下「本件堤防」という。）が構築されています。

なお、本件堤防の断面図は、次のとおりではないかと聞いております。

【平面図】



【断面図】



3 本件堤防構築の経緯と現状

- (1) 平成17年3月頃、本件農地の畦畔と一体化した形の本件ため池の堤防が、水の浸食によりえぐられ、本件農地の畦畔も本件ため池に崩壊しました。このため、同年秋頃から、貴市において、同堤防及び本件農地の畦畔の復旧工事が行われました（この工事に伴う堤防を、以下「復旧堤防」という。）。

なお、この復旧工事は、災害復旧工事として行われたため、地権者である本件農地の所有者（以下「農地所有者」という。）も応分の負担（金2,837,000円）をしました。

ところが、平成19年5月25日、僅か1年半で復旧堤防のコンクリート

ブロックが本件農地側に崩壊しました。これは、本件ため池の水中内に設置された復旧堤防の基礎（足元）がすくわれたことにより、本件農地側に崩壊したものとと思われます。

- (2) そのため、平成19年秋頃から（正確な工事期間が不明のため、説明の便宜上、以下「平成19年秋頃」という。）、貴市において再復旧工事（以下「本件再復旧工事」という。）が行われましたが、コンクリートブロックを基本とした復旧工事の工法とは違い、フトンカゴ工法により本件堤防が構築されました。その際、農地所有者は、貴市担当者に対し、フトンカゴ工法は強度面で問題があるのではないかと疑問を投げかけましたが、問題がない旨の説明がされました。ところが、僅か12年で、最上段のフトンカゴが池側に崩壊する前兆が見られるようになってきたものです。ただし、本件ため池水中のフトンカゴの状態は不明です。

4 農地所有者と貴市の対応

本件堤防の崩壊の前兆が見られるようになったことから、農地所有者は、本年2月（又は3月）に貴市関係部署に行き、担当者に本件堤防の現状を説明したところ、その日のうちに担当者が現地確認に來られました。このとき、農地所有者が本件堤防の補修を要望したところ、貴市担当者から崩壊前の補修工事はできない旨の説明がありました。

5 当区の意見

本件堤防は、災害復旧工事により構築された本件ため池のコンクリートブロックによる復旧堤防が貴市の設計ミス又は施工ミスにより僅か1年半で崩壊したため、本件再復旧工事として、平成19年秋頃にフトンカゴ工法により構築されたものですが、僅か12年で崩壊の前兆が見られるようになってきたものです。これは、フトンカゴ工法が強度面で問題があったというだけでなく、復旧工事のもとより、本件再復旧工事も、すり鉢状の池の地形と構造を十分に考慮した設計・施工になっていなかったことが根本的な原因かと思われます。

この度、農地所有者から個人的に貴市担当者に現状を説明し、補修の要望をしたところ、担当者から崩壊前の補修工事はできない旨の説明がありましたが、僅か12年という短期間に崩壊の前兆が見られるということは、本件再復旧工事に当たり、設計ミス又は施工ミスがあった可能性が高いと思われ、貴市の責任は免れないものと考えております。

そうであるにもかかわらず、貴市担当者は、貴市としての責任を棚上げし、堤防の専門家による現地調査・分析等の実施について組織的に検討することなく、「崩壊前の補修工事はできない。」と軽々に見解を述べるなど、市民軽視の不適切な対応ではなかったかと考えております。

本件農地の維持・管理を行っている農地所有者は、本件ため池の堤防及び本件

農地の畦畔の崩壊に伴う災害復旧工事の際、多大な負担をされており、再度、多大な負担を強いられるのではないかと不安を持たれており、当区としましても本件を看過できない極めて重要な問題であると認識しております。

また、近時、大雨により、河川やため池の堤防が決壊する事象が全国で発生し、大きな問題となっており、河川やため池の堤防の強化対策が打ち出されている状況にもあります。

当区としましては、本件堤防をめぐる過去の経緯を踏まえ、災害を事前に防止する観点からも、ため池堤防の専門家に委託し、現地調査・分析を行い、打開策を検討願ひ、それらを踏まえた補修工事を行い、長期に耐え得る堤防にしていたきたいと強く要望するものであります。

なお、当区では、本件を当農区の最重要問題と位置付けておりますので、貴市の誠意ある対応と回答が得られるまで、今後とも粘り強く取り組んでまいりる所存であることを申し添えます。

6 参考資料

- (1) 現地案内図
- (2) 現地写真

お問い合わせ先（責任者）
農区長 ■■■■■
三田市長坂 ■■■■■ 番地
携帯 ■■■■■ - ■■■■■ - ■■■■■